

令和 7 年度

中小企業環境改善支援制度

【公募のご案内】

○申請書類の受付期限

申請：令和 7 年 11 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日

認定アドバイザーより申請フォームをご案内致します。

ご相談等に関しては公式サイトよりお問合せください。

URL：<https://sb-ps.jp/>

※申請書類は受付期限内に必要な書類がすべて揃わなければ受け付けられません。

申請書類は、当協会に到着した順に内容を確認し、不備・不足が無い事を確認できたものから各所項目の確認を行いますので、日程に余裕をもって送付してください。

※申請受付期限内でも、予算額に達し次第、受付を終了する場合があります。

○決定通知後の申請書類の提出方法

本制度採択となった支援対象企業に「中小企業環境改善支援制度」の申請書類のデータを当協会が指定する宛先へ送付いただきます。

○お問い合わせ

一般社団法人中小企業振興支援協会

TEL 03-6457-5845 FAX 03-6457-5846

(受付時間 平日 10 時～18 時まで)1

目次

重要説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・	3
支援制度の目的・・・・・・・・・・・・・・	4
注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
申請から支援金支払いまでの流れ・・・・・・・・	6
各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項・・・	7
その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

「重要説明事項」（申請にあたっての注意点）

中小企業環境改善支援制度（以下「本制度」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本制度は中小企業振興支援協会（以下「当協会」）が設立した支援制度となり一般企業が行う民間支援金です。

国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご注意ください。採択された申請企業に対して、支援金が交付されます。

2. 本支援金の交付を受けようとする支援金の対象となる企業（以下「支援対象企業」）は、導入前に電子申請又は郵送より申請を行ってください。申請後、採択が決定されると「決定通知書」が送付され支援金の対象としての実施が正式に認められます。

3. 本制度には支援金支給の条件がございます。

当協会では支援対象事業者が制度の内容を理解し、導入の必要性を吟味し実際に本制度に沿った取り組みを行う事業者とします。申請には認定アドバイザーより配付される申請フォーム及び申請書に限るものとします。

個人情報取り扱いと使用目的

・当協会に提出された申請企業の個人情報については、当協会で保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

①本制度の適正な執行のために必要な連絡

②その他本制度の遂行に必要な活動

・また、当協会は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請企業の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

①当協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当協会所定の方法に基づき対応致します。具体的な方法については、個別にご案内します。

（下記受付窓口までお問い合わせください。）

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：中小企業環境改善支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

E メールアドレス：info@sb-ps.jp

本制度の目的

本制度は、当協会が定める対象期間において、中小規模事業者を対象に設けられた支援制度です。制度専任の認定アドバイザーを通じて、各企業が環境保全や脱炭素経営に関する知識と理解を深め、環境改善活動を普及させるとともに、導入・実施後の効果検証および継続的な改善を行うことを主要な目的としています。

制度では、企業の現状におけるエネルギー利用や排出状況、資源循環などの実態を基準に、SWOT 分析（強み・弱み・機会・脅威の整理）を実施し、環境面での特性や課題を把握します。その結果を踏まえて、脱炭素化や省エネルギー化、資源効率の向上などに意欲を持つ事業者に対し、最適な支援を提供します。

実施後の調査を通じて、環境改善の効果や課題を明確化し、持続的な環境経営の推進につなげます。これにより、企業は自社の強みを生かしながら、エネルギー利用の最適化や排出削減を進め、環境負荷の低減と経営の安定化を同時に実現します。本制度では中小企業の持続的成長と競争力の強化を図るとともに、地域および社会全体のカーボンニュートラルの実現に寄与し、環境配慮型経営の着実な定着を目指します。

申請スケジュール

申請期間：令和 7 年 11 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日

支援対象期間：令和 7 年 11 月～令和 9 年 4 月 30 日

支援対象期間 【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】1 年間

支援制度対象企業

条件：従業員 1000 人以下の法人又はそれに準ずる個人事業主※法人の場合資本金 5 千万円未満

※法令・公序良俗を遵守し、反社会的勢力と関係がないこと

※本要項および誓約事項に同意し、実績報告・調査協力に応じられること

支援額

支援金として交付される支援額は、本制度の実施前後におけるエネルギー使用量や排出量の削減効果、環境負荷の低減度合い、並びに本制度に基づく研修、環境経営や脱炭素化に関する知識・技術の習得、さらにその後の環境改善への取組姿勢および実行計画の内容を総合的に評価し算出します。支援額の上限は 500 万円 までとします。

支援制度対象条件

本制度認定アドバイザーによる研修、サポート及びアドバイスの指導を受け実施。

申請後

本制度による支援対象企業は当協会に調査アンケートを提出いただく必要があります。

認定アドバイザーとは

本制度の認定アドバイザーとは、本制度および環境経営・脱炭素化に関して専門的な知識と理解を有する事業者を指します。認定アドバイザーは、支援対象企業における現状分析（エネルギー利用状況、排出量、資源循環体制、環境マネジメント体制等の把握）を行い、環境改善の方向性を明確化するとともに、企業の実情に応じた研修・サポート・アドバイスを実施します。

また、本制度における申請支援や、当協会へ提出する調査アンケート、各種申請・手続きに関するサポートを担い、中小企業が円滑に環境改善へ取り組み、脱炭素経営の推進と持続的成長を実現できるよう支援する役割を果たす事業者です。

注意事項

(1) 導入後経過調査への協力

当協会は、支援制度決定の後、認定アドバイザーより配付される調査アンケートの記載、研修終了報告書の記載をお願いしております。

(2) 当協会が求める情報の提供に関する協力

申請企業は、当協会が、必要な資料及び情報等を求めたときは、当協会の指定する期日までに当協会に対して提供することに同意した上で、本制度の申請を行うものとします。なお、申請企業は、認定アドバイザーを通じて、当該資料及び情報等を当協会に提供させることができるものとします。

(3) 他制度との併用利用について

本支援制度では、他の助成金・補助金等を利用している事業者も、支援対象条件を満たしている場合は申請可能です。

ただし、支給対象者が他の助成金・補助金等との併用を目的として申請していた、または受給していたことが判明した場合、支援金の交付を取り消し、すでに支給した金額の返還を請求する場合があります。申請にあたっては、必ず本規定を遵守してください。

(4) 不正受給について

不正受給（例：虚偽申請、架空取引、事実の隠蔽等）は重大な法令違反であり、法的措置および返還命令の対象となります。

支援金の申請にあたっては、この点を十分にご留意いただくとともに、万一不正を持ちかけられた場合には決して応じず、速やかに当協会までご報告ください。

申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

(1) 電子申請

- ・ 認定アドバイザーより申請フォームを送付します。各所内容に沿って記入してください。

(2) 郵送申請

- ・ 認定アドバイザーより申請書類を送付します。各所記載し、下記宛先まで郵送してください。

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：中小企業環境改善支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

- ・ 申請手続き後、採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。
決定対象者には決定通知書を合わせてお送りいたします。
※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

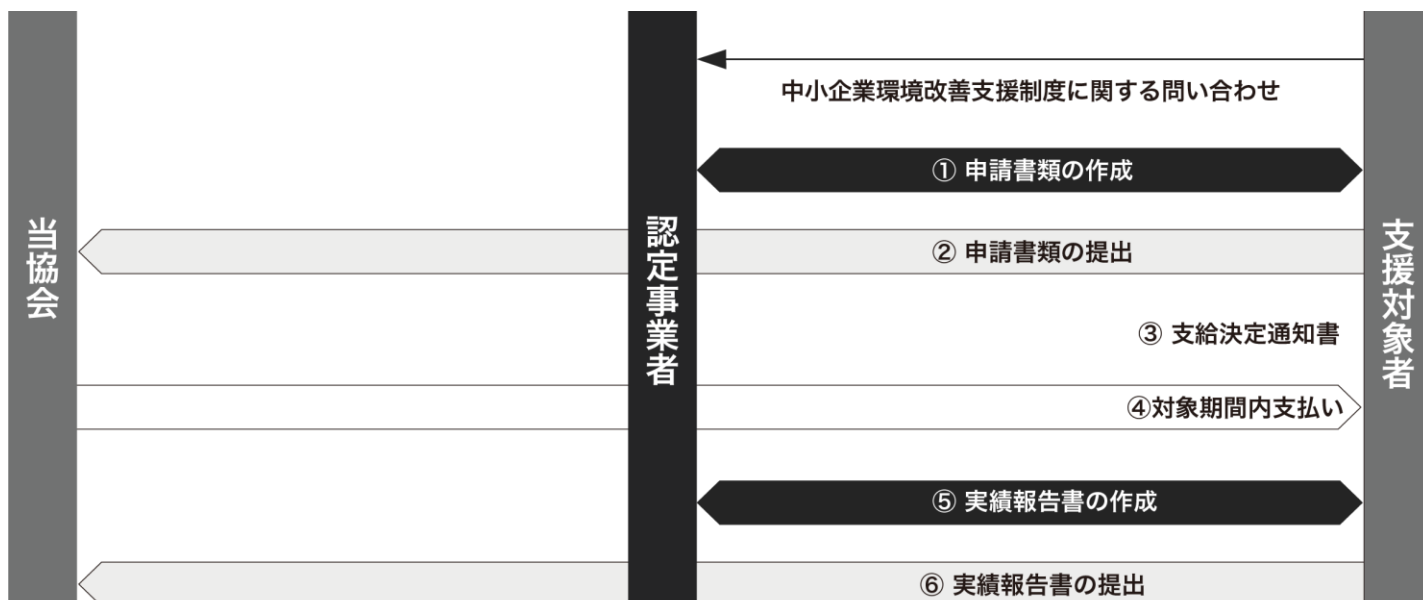
申請から支援金支払いまでの流れ

本制度の実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って、研修終了報告書の提出後支援対象期間内に随時支払うものとします。

支援対象期間は翌月 1 日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本制度では、令和 9 年 4 月）とします。

（例）令和 7 年 11 月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和 7 年 12 月～令和 8 年 12 月末日）



助成金対応期間：令和 7 年 11 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日

※助成対象となる契約、取得、実施、支払い等を実施すべき期間：1 年間

※申請状況により、支給日が前後する場合がございます。

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請企業の負担になります。

申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請対象者本人に限ります。

提出された申請書類は、決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。

受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。また、申請書類は当協会に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから採択に向け各所項目の確認を行います。（申請書類の到着順ではありません。）受付期間中でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。

締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。

本制度支給/研修完了に関する提出書類及び調査アンケート

・支給条件は、研修終了報告書、実行計画書及び当協会より発行される実施後の調査アンケートの提出をいただく必要がございます。

※申請時、必要な書類一覧を電子メール添付又は郵送にてご提出いただきます。郵送提出の場合は、当協会に事前にご連絡の上すべて写し（コピー）をご送付ください。

※支援後、不正申請や提出した事業計画に沿った活動が確認できなければ返還請求する場合がございます

研修終了報告書

・認定アドバイザーより本制度に該当する研修終了報告書が発行されます。

研修終了報告書の項目を確認後不備・不足の無いよう記入下さい。

調査アンケート

・本制度の実施後の経過及び改善等調査を目的とした調査アンケートを発行いたします。認定アドバイザーより支援対象企業に配布するものとし、記載完了後当協会に提出頂きます。

実行計画書

・本制度における実行計画書とは、支援対象企業が自社の環境改善および脱炭素化の取組内容を明確化し、計画的かつ効果的に推進するために作成する計画書です。実行計画書には、現状の課題整理、環境負荷削減の目標設定、改善施策の内容、実施スケジュール、担当体制、及び期待される効果等を記載します。

本計画書は、認定アドバイザーの支援のもとで策定し、企業が環境経営を継続的に実践するための指針として活用します。また、当協会は本計画書の内容を基に、支援金の交付審査および進捗状況の確認を行い、実施効果の検証や改善提案に反映します。

実行計画書の作成は、本制度を通じて中小企業が自社の環境課題を明確に把握し、脱炭素経営への具体的な行動へとつなげるための重要なプロセスとなります。

その他

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となります。

支援事業終了後、検査員等が実地調査に入ることがあります。この検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

暴力団等排除に関する事項

支援対象企業は、支援金の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 支援対象企業が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律 第77号）第2条第2号に規する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合
2. 支援対象企業が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合
3. 支援対象企業が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
4. 支援対象企業が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和7年11月1日から施行し、この規定の前に施行前に生じた事項にも適用する。